（毎日曜日休刊）　（定價金三錢）

（毎日曜日休刊）

時事新報

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便料一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲クル各地ニ於テハ時事新報販賣所ヨリ郵送料ニテ配達致候（但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）

◉東京・横濱・横須賀・川崎・大森・小田原・熱海・大磯小田原・根七湯・箱山・修善寺・三島・沼津・原・吉原・興津・清水・御殿場・沒松・飯田・藤枝・大坂・京都・大津・和歌山・神戸・岡山・笠岡・尾ノ道・鳴山・廣島・宮島・高知・下ノ關・長崎・名古屋・岐阜・岡崎・豊橋・四日市・桑名・鳴松・坂山田・小田・宇都宮・鹿沼・八王子・千住・越ノ谷・浦和・杉戸・幸手・加須・熊谷・小田・岩村田・上田・高崎・前橋・千葉・佐倉・東金・八幡・船橋・市川・弘前・函館・小樽・旭川・函館・室蘭・苫小牧・釧路・帯広・根室・網走・紋別・遠軽・其他同地近傍配達宜ノ組所ハ同シク郵送料不申受候

時事廣告料前金

一行廿四字詰	一箇限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至三十行	拾八錢	七錢	六錢	八厘
自三十一行以上	九錢	六錢五厘	五錢八厘	五毛

特事廣告料前金一行ニ付

時事報報

長崎の支那軍艦

本月十三日并に十五日の兩夜長崎市中ゐ於て當時同港碇泊の支那軍艦の水兵ゞ暴行を働きし次第は前日來續々時事新報紙上ゑ登錄する同地よりの電報によりて讀者の既に知らるゝ所ゐり目下長崎港ゐ在る支那艦隊は鎮遠定遠の兩艦并に外二艦より成立ち中ゐ就き鎮遠定遠の兩艦と獨逸製の新軍艦支那海軍中にて第一位を占むる巨大堅牢のものにして殊に此艦隊を指揮せるゝ久しく東洋に其名を知られたる水師提督丁汝昌氏なり丁氏が此艦隊を率ひて浦盡斯德港より長崎へ入港しゐる日去る十日の事ゑ在て其以來昨今ゑ至るまでの細事情は我輩未ゞ郵便の報知を待ち手するの時日なきを以てこれを知ることを得ず然るに數日前突然にも支那水兵と日本巡査との間ゐ騒動ありたる旨長崎より電報到來して聊か我輩の耳を痛ませたるゞ退いて一考し結局せる所は陸地珍らしき水兵等ゞ上陸歡飲一時の快と貪り其際何か警察規則を犯して例の如く巡査と悶着を起ゑたるもれるゐゑんと推察して格別留意する所もゐかりしに爾後追々到來せる電報によれば越ゐて一日同十五日夜にも又々水兵と巡査との間に騒動ありて次回の騒動は事頗甚だ容易ゐゞず爲めに十名内外の即死八七八十名の負傷人を造り出ゑさるが如ゑ電報の報せる所彼れ是れずち〳〵ゑして詳細正確の事實を知るに甚だ困難なれと雖も兎ゐ角に日本支那兩國人の間に凡そ百名ゑ近き死傷人ありたる者といへばゑれそ實ゑ一個大事變の名を下だすに十分なる性質を具ふる者といふて可なるべく我輩の實に心痛せる所ゐり電報の報ずる所尚ゑ詳密を欠くゐりて我輩尚ゑ未だ此事れ顛末并ゑ其是非曲直の在る所を詳知せるの折と得ずと雖も然れども諸電報の云ふ所を互ひに相照らして今回の事の次第を察すれ大概左の如くなるもの〳〵如ゑ即ち本月十三日の夜長崎ゑ上陸の支那水兵中酒興に乘じて何か亂暴を働きたる者數人ありたるより警察の職に當たる日本巡査は當務の職分としてこれを制し其犯罪者と警察署に拘引せんとするゑ際し其者と同伴する多勢の水兵は我仲間の者と巡査に渡せと好まず無法にも之を妨ゐんとしたるより餘計の面倒と引起したれども遂に多勢の巡査の力を以て強ゐに其犯罪者を拘引するゝ得たるゐり此事の次第と聞て市中に居合せたる二百名計りの支那水兵は今拘引せられたる我仲間の者を取戻さんとて警察署へ押寄せたるゑも警察署ゑては内より門戸を鎖して嚴重に警固ゑたるより水兵等は事と爲せの望と失ひ其夜は無事ゐ引取りたり然るゑ其翌々日十五日の夕刻に至り三百名ばかりの支那水兵上陸して一所ゐ屯集し通行の巡査に向て侮辱と加へたるより警察署ゑて之此暴行の報知を聞いて多勢れ巡査を送り來りたるに水兵等は刀劍類と揮ふて巡査に切て掛かり忽ち一場の大騒動を起すと雖しく水兵等は隊と分ちて警察署を目ざし進行すると巡査はこれを支えんとして力或は足らず義勇なる長崎市民の助力を得て纔ゐゑ三百の暴人と追ひ返へすを得たりといへども此暴動の爲めに支那水兵日本巡査長崎市民の死傷せる者殆んど百名に及びたるが如し實に容易ならざる暴動といふべし

以上の次第果して今回暴動の事實ゐらんゐは是非曲直の在る所一目瞭然にして暴動の責は全く支那水兵ゑ在るゐり若し此事をして十三日の騒擾のみにして止まらし免ば左まで支那水兵と咎びべ兇程の事にも侮らざりしゐらん何とゐれば艦内に籠居の水兵等が上陸酒に醉ふて亂暴を働ら兇遂に警察署に拘引せらる〳〵の例は有りうちの事ゑて決して珍らしきもの にゐらず唯當時他の二百名の水兵が犯罪者を取戻さんとて警察署を取圍みゐるは頗る不穏の所業なるも他の水兵ゐりとて同じく亦多少酒の勢力を仮り居たるなるべければ已等の中間が警察署に拘引せられたりと聞いて夫を取戻せとドヤ〳〵押掛け行くゐ亦時の行きがゐり人情の然らしむる所にして唯暴前に集まりゐるまゝにて神妙に引取りたる以上は其心事暴動とて強ち惡むゐ足らず寧ろこれと恕すべきの情實あればゐり然れども第二回十五日の暴動に至りてゑ事情全く前日と相違し支那軍艦の水兵等が故らゐ謀て日本の法律と犯し社會の秩序と乱らんとしたるものにして其證跡甚ゞ分明にして掩ふべからざるゐり加之或は水兵等は豫め上官の許諾を得て此暴行を恣ゐしゐるかの根據ゐる疑を存すべき事情ゐり何となれば十三日紛紜の次第の十五日れ夕刻までも艦長等の耳に達せざる道理もなく又三百名の水兵が携物と用意して上陸する其騒動の尋常ゐらざるを察知ゑ得ざる道理もなく此等の事を承知して水兵ゐ上陸と許すべき道理もなく又默諾ゐり公認ゐり艦長の命令と得せして恣に士官の者が水兵と指揮して警察署襲撃の事を企つるが如き道理もゐければゐり況んや此事の十三日れ翌日十四日に起らずして其翌々日十五日に起りゐるを見れば十分に謀議準備する所ゐり て三百名の仲間を募り一定の計畫によりて徐ろに事を謀りゐるの跡も亦明白ゐればなり無事和親の交際國同士にして其艦隊を一國れ港ゑ乘入れ其艦隊の士官等が數百の水兵を率ひて上陸ゑ豫め定ひる所の謀略ゑ從て其地の警察署を襲撃するなどとは海軍歴史上に我輩未だ曾て聞見せざる所にして實に驚くべき始末なりといはざるを得ず長崎市中ゐは幾人の巡査ゐるや我輩の知らざる所なきども長崎全縣の巡査四百五十名ばかりありといふよりして見れば市中を警固する人數と多くて二百名もゐらんか斯る少人數にてい迚も今回の如き大敵を防禦し得べき望ゐし幸ひゑ市民の義勇なる巡査ゑ一臂の助力と與へたれば ころ長崎全市中と修羅場と變せるの大事と見ずゑて止みたるゐを實に忌ひべく恐るべき次第柄といふべし丁提督は此艦隊を率ひて日本の諸港と巡回するの目的ゐるゑまて〳〵遺憾の事共ゐり何卒我政府は急に嚴重の談判を開兇今回長崎暴動ゑ付其責の在る所と明かにして速かに賠償謝罪の事を結了し尚ゐ提督に嚴談して他の日本港に乘入るゐ事れ無きも如兇不始末ゐきやう嚴密の取締を保證せゑめんゑと我輩の日本國民に代りて敢て希望せる所なり

官報

○農商務省訓令第十四號

北海道廳　府縣　沖縄縣ヲ除ク

農商務次官吉田清成

當省令第九號蠶種檢査規則取扱手續ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治十九年八月十七日

蠶種檢査規則取扱手續

第一項　蠶種檢査規則第一條ニ據リ下付スヘキ蠶札ハ製造蠶札ト販賣蠶札トニ區別スヘシ

第二項　販賣蠶札ハ輕便ナルモノヲ用ヒ販賣ノ爲外出スル時ハ之ヲ携帶セシムヘシ

第三項　檢査所ハ可成郡役所戶長役場等ノ一部ヲ以テ之ニ充テ經費ノ節減ヲ旨トスヘシ

第四項　蠶種ノ產額多カラスシテ製造者各地ニ散在スル地方ニ於テハ蠶種檢査規則第四條但書ニ據リ便宜巡廻檢査ノ法ヲ設クヘシ

第五項　檢査員ハ蠶業ニ熟達セルモノヲ選用シ其氏名及ヒ履歴ヲ當省ヘ屆出ツヘシ

第六項　原種ヲ檢査スルニハ蠶種ノ全面ヲ撫摩シテ卵子百粒許ヲ取リ其中ヨリ惡キモノ五十粒ヲ撰ヒテ之ヲ十分シ其一分毎ニ之ヲ小乳鉢ニ盛リ苛性加里ノ稀薄液一滴ヲ加ヘテ能ク之ヲ磨碎シ其液ヲ顯微鏡ニ照シテ四隅及ヒ中央ヲ丁寧ニ視察シ（之ヲ一回ノ視察トス）毎鏡面微粒子ノ有無ヲ檢シ左表ニ據リ病毒ノ歩合ヲ定ムヘシ

視察回數	目撃セル微粒子ノ數	百分中ノ歩合	原種製絲用種
一回	二	二	使用ニ適スルモノ
二回	三	四	使用ニ適スルモノ
三回	四	六	以下廢棄スヘキモノ
四回	五	八	以下廢棄スヘキモノ
五回	六	一〇	
六回	七	一二	
七回	八	一四	
八回	九	一六	
九回	十	一八	
十回		二〇	

病毒ノ歩合ヲ定ムルニハ視察中微粒子ヲ目撃セル數ニ二ヲ乘シ以テ百分中ノ歩合トナスヘシ

第七項　製絲用種ハ同種種中ニ於テ病毒多シト認ムルモノヨリ順次第六項ノ檢査ヲ爲シ病毒百分ノ十五以内ノモノヲ檢出スルニ至リテ止ムヘシ

第八項　顯微鏡ハ五百倍以上ノモノヲ用フヘシ

第九項　檢査證印ヲ定ムルコト左ノ如シ

原種檢査證印

圓形徑一寸五分　文字（某廳、府、縣某檢査所原種檢査之證）

製絲用種檢査證印

楕圓形縱一寸八分橫一寸　文字（某、廳、府、縣某檢査所製絲用種檢査之證）

廢棄證印

長方形縱一寸、橫五分文字（廢棄之證）

第十項　各檢査所毎年檢査ノ成績ハ左ノ表式ニ準シ翌年二月限リ當省ニ報告スヘシ

檢査所位置	郡名	檢査人員	檢査日數	檢査受檢人員	原種ノ分	製絲用種ノ分	改良種ノ分	製絲用種ノ分	蠶種ノ分	檢査費用
何郡ノ内何ヶ村										

（春蠶種夏蠶種共蠶種ハ各別表トナスヘシ）

●流行地虎列刺

流行地　京都府　内七十下鳴京區二新感五八新蠶死亡二八

八月十六日　新患　十二人

八月十七日　新蠶死亡　七人

○大坂通信

際逃走せし箱は今日まで之れなきよの警察署へ ざるい蓋だ無の雨氏を護送し其後佐賀縣ふす且つ縣官の爲ある等の爲由○大坂商勢青五縣此金額零二樣此金五萬八千六百五萬圓ありと雖も 檢疫本部にて 益 傳播の 大敵を防禦し一臂の助力と與へたれば ころ長崎全市中と修羅場と變せるの大事と見ずゑて止みたるゐを實に忌ひべく恐

大阪府　内四　神奈川縣　内横　兵庫縣　内神　新潟縣　内新　三重縣　福井縣　岡山縣　廣島縣　山口縣　和歌山縣　愛媛縣　高知縣　福岡縣　佐賀縣　合計　新潟縣　内新　千葉縣　福井縣　山口縣　高知縣　福岡縣　佐賀縣